

第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクションプラン策定の基本方針

1 行政改革の必要性

(1) これまでの行革の取組状況

本市の行政改革の取組みは、昭和56年の第1次行政改革に始まり、現在の第4次行政改革に至っているところであるが、第1次、第2次行政改革においては、主にコスト削減など構造的な改革を進めてきた。平成15年からの第4次行政改革では、行政改革大綱において、「市民との協働による効率的な市政」を理念に掲げるとともに、「市民と行政との協働体制の確立」、「分権型社会に対応した効率的な自治体運営」、「市民満足度の向上」の3つの基本方針のもと、行政改革アクションプランに定めた各改革項目に取り組んできた。その結果、市民等の政策形成への参画、職員定数の削減、民間委託等の推進などが図られ、一定の成果を上げてきたところである。

(2) 継続的な行政改革の必要性

本市では、第4次行政改革大綱・行政改革アクションプランによる行政改革等を継続するとともに、財政健全化のための計画を策定し、歳入歳出の見直しを進め、健全な財政運営に努めてきたところである。

本市の財政は、社会保障費の増大等に対応するため、基金を取崩し、財源確保を図ってきた結果、平成18年度以降の実質単年度収支は3か年連続で赤字であった。平成21年度については、予算の補正に際し、財源の確保が困難になる事態も生じたが、人件費や公債費の減少、退職手当債の借入等により、年度末には財政調整基金の積み増しが可能になったほか、実質単年度収支は8億円を超える黒字となり、好転の兆しが見られるようになった。しかし、その一方で、地方財政に対する国の動向が不透明な中、市債残高が増加に転じるなど、本市財政は依然として厳しい状況が続いている。また、超高齢社会の到来により納税義務者の減少による市税収入の減少や、医療費を始めとした扶助費などの支出の増加も懸念されるところである。

今後も、健全な財政運営を維持していくとともに、策定中の第6次坂戸市総合振興計画の諸施策を推進していくため、引き続き、行政改革による歳入歳出の見直しを進め、簡素で効率的な行政システムを確立していく必要があるものである。

2 第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクションプラン

(1) 策定の必要性

第4次坂戸市行政改革大綱による行政改革の推進期間は、平成15年度から平成23年度までの9年間で、その期間が今年度で満了となる。

今後においても厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、限られた財源で市民のニーズに応じた質の高いサービスを提供できるよう、組織のスリム化や事務の効率化、市民との協働による事業の推進、民間活力の導入等の改革をさらに進めるとともに、人口急増期に大量採用した職員が退職する時期を迎えるが、その対応も含めた人事、組織の改革も喫緊の課題となっているところである。

このため、より一層の行政改革の推進を図ることを目的に第5次坂戸市行政改革大綱及び行政改革アクションプランを新たに策定するものである。

(2) 第5次行政改革大綱の理念及び基本方針

第4次行政改革大綱で掲げられた理念及び基本方針については、今後においても本市が目指すべき方向であることから、第5次行政改革大綱においても、基本的には、この理念及び基本方針を踏襲するものとする。

第5次行政改革大綱の理念については、現在策定中で市の最上位計画である第6次坂戸市総合振興計画基本構想の都市経営の施策の基本方向とされている「参加と協働による質の高い行政経営のまち」とし、基本方針については、引き続き、「市民と行政との協働体制の確立」、「効率的な自治体運営」、「市民満足度の向上」の3つとする。

理 念 「参加と協働による質の高い行政経営のまち」

基本方針 「市民と行政との協働体制の確立」

「効率的な自治体運営」

「市民満足度の向上」

(3) 推進期間

第5次行政改革大綱による行政改革の推進期間は、第6次坂戸市総合振興計画

の終期にあわせ、平成33年度までの10年間とし、改革項目を定めた行政改革アクションプランについては、平成27年度までの4年間を計画期間とする。

3 策定方法

行政改革推進本部、行政改革推進本部幹事会において、大綱及びアクションプランの検討を行う。また、坂戸市行政改革推進審議会を設置し、推進本部等と相互に連携を図りながら、大綱及びアクションプランを策定する。

なお、坂戸市行政改革推進本部設置規程で規定されている推進部会及び専門部会については、必要に応じて開催することとする。

4 市民への公表

行政改革大綱及び行政改革アクションプランの素案については、市民からの意見を求めるため、市民コメントを実施し、策定された行政改革大綱及び行政改革アクションプランについては、広報さかど及びホームページで市民に公表するものとする。

5 スケジュール

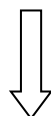
別紙のとおり

第5次坂戸市行政改革大綱

H24～H33

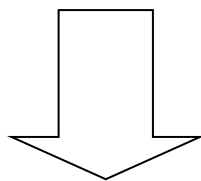
理念

参加と協働による質の高い行政経営のまち



基本方針

- 1 市民と行政との協働体制の確立
- 2 効率的な自治体運営
- 3 市民満足度の向上



行政改革アクションプラン

H24～H27

市民と行政との
協働体制の確立

・・・ 改革実施項目

効率的な自治体運営

・・・ 改革実施項目

市民満足度の向上

・・・ 改革実施項目